

令和6年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 開催日時：令和7年1月28日（火） 午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 開催場所：木更津市役所駅前庁舎 防災室・会議室
- 3 出席者：
 - 1) 協議会委員：斉藤 高根、◎杉山 孝、地曳 昭裕、金子 一夫、○石井 恵一、山口 守弘、野中 幸一、山中 彰、小倉 秋男、高浦 芳一、田中 啓司、吉村 直美
(欠席委員 安藤 生男、鳥海 祐美、長谷川 博、小原 敦)
(※ ◎…会長、○…副会長)
 - 2) 木更津市：渡辺 芳邦 市長
経済部 大岩 房之 部長
 - 3) 事務局：経済部農林水産課 黒川 克明 課長、畑野 高広 係長、野口 達男 主任技師
内山 大輔 主任主事
- 4 次第：
 - 1) 開 会
 - 2) 市長挨拶
 - 3) 議 事
 - ①市内の農用地区域の状況について
 - ②長須賀地区の農振除外の状況について
 - 4) その他
 - 5) 閉 会
- 5 公開非公開の別：全て公開
- 6 会議内容：以下のとおり

司会（畑野係長）

私は、事務局として進行役を務めさせていただきます農林水産課の畑野と申します。
定刻となりましたので、只今から令和6年度木更津市農業振興地域整備促進協議会を開
会させていただきます。それでは、はじめに渡辺市長からご挨拶申し上げます。

渡辺市長 皆さんおはようございます。本日、令和6年度木更津市農業振興地域整備促進協議会
の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。改めまして本日大変お忙しい
中、このように協議会へのご参加、本当にありがとうございます。そして日頃より市政
各般にわたってご協力いただいておりますことを改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、農業を取り巻く環境につきましては、私から申し上げるまでもなく皆様ご存じ
だと思いますけれども、令和6年産の米価は上昇した一方で、生産コストの上昇、また
耕作放棄地の増加など、依然として厳しい状況が続いております。このような中にあっ
て本市では、農業の持続的な発展に向けて、地域農業の将来像を目指す地域計画の策定
作業、また新規就農者の育成支援確保を目的とした農業支援センター設立の協議などを
進めながら、生産基盤の強化に努めているところでございます。また生産者やJA木更

津市、関係者の皆様のご協力のもとに推進しております。有機米生産プロジェクト、学校給食に向けたものでございますが、今年度21名の生産者によりまして、概ね33ヘクタールの圃場で耕作をいただきました。年々ご協力いただける方が増えていることについて大変うれしく思っておりますし、この場をお借りしまして、深く感謝を申し上げたいと思います。今後も子供たちの食育や地産地消を応援する取り組みを積極的に推進し、食味分析コンクールなどを通じて、木更津産米のおいしさを発信しながら、市内農産物の付加価値向上、またブランド化に向けて取り組みを進めるとともに、様々な施策を関係機関と連携しながら、農業振興に努めて参りたいと考えているところでございます。委員の皆様におかれましては、引き続き、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りまして、お力添えをいただければと思っております。それでは本日の協議会最後まで、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

司会（畑野係長） それでは議事に入ります前に、事務局から1点、ご連絡させていただきま
す。本日の協議会につきましては、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条
の規定によりまして、会議は原則公開とされておりますことから、本協議会も公開とさ
せていただいております。なお、会議の傍聴の受け付けをしましたところ、本日、傍聴
希望者はございませんでしたので、0人となっております。次に、初めてご出席される
方もいらっしゃるしますので、委員並びに出席職員の紹介をさせていただきたいと思ひ
ます。まず初めに、市議会議員の委員です。斉藤 高根様でございます。

斉藤委員 おはようございます。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 続きまして木更津市農業委員会の委員の方々です。杉山 孝様でございます。

杉山委員 杉山です。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 地曳 昭裕様でございます。

地曳委員 地曳です。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 金子 一夫様でございます。

金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 続きまして、農業関係団体等の役職員の委員です。木更津市農業協同組合の
石井 恵一様でございます。

石井委員 石井です。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 同じく、山口 守弘様でございます。

山口守弘委員 山口です。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 千葉県農業共済組合の野中 幸一様でございます。

野中委員 野中です。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 小櫃堰土地改良区の山中 彰様でございます。

山中委員 山中です。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 武田堰土地改良区の小倉 秋男様でございます。

小倉委員 小倉です。よろしくお願いいたします。

司会（畑野係長） 木更津市富岡土地改良区の田中 啓司様でございます。

田中委員 よろしくお願ひします。

司会（畑野係長） 浮戸川沿岸土地改良区の高浦 芳一様でございます。

高浦委員 高浦です。よろしくお願いします。

司会（畑野係長） 最後に、千葉県君津農業事務所の吉村 直美様でございます。

吉村委員 吉村です。よろしくお願いします。

司会（畑野係長） なお、本日は木更津市農業協同組合の安藤 生男様、木更津市椿土地改良区の鳥海 祐美様、木更津市園芸振興協議会の長谷川 博様、最後に木更津市酪農組合の小原 敦様が欠席となっております。

次に、市の出席職員でございます。

大岩部長 経済部長の大岩でございます。本日は、よろしくお願いします。

黒川課長 経済部農林水産課長の黒川でございます。よろしくお願いします。

司会（畑野係長） 農林水産課農林調整係長の畑野でございます。よろしくお願いします。

事務局（野口） 同じく農林調整係で事務局の、野口でございます。よろしくお願いします。

事務局（内山） 同じく内山でございます。よろしくお願いします。

司会（畑野係長） 以上でございます。大変申し訳ございませんが、市長は公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

<渡辺市長退室>

司会（畑野係長） 続きまして、皆様にお配りいたしました資料の確認をお願いします。全部で4点となります。まず、1点目が、資料1として本日の「次第」と「委員名簿」、「座席表」、「関係規約」をひと綴りにした資料でございます。2点目が、資料2「市内の農用地区域の状況について」、3点目は、資料3「長須賀地区の農振除外の状況について」、4点目は、資料4の農業振興地域制度の概要でございます。資料の不足等ございましたら申出ください。皆様よろしいでしょうか。

また、本日の会議につきましては「議事録作成システム」を使用いたします。発言の際は、お手元のマイク中央のボタンを押して、ランプが点灯しましたら、マイクに向かってご発言をお願いいたします。ご発言が終了しましたら、もう一度、ボタンを押していただきますと、ランプが消えますのでよろしくお願いします。それでは、これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、木更津市附属機関設置条例第6条第1項により、会長が議長を務めることと規定されておりますので、杉山会長に議長をお願いいたします。恐れ入りますが杉山会長、議長席へ移動の方をお願いいたします。

議長（杉山会長） 杉山でございます。これより議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。昨年3月以来の開催となり、議題は農用地区域の状況と、長須賀地区の農振除外の状況報告の予定です。皆様の忌憚のないご意見を伺いながら、この協議会の責務を全うして参りたいと考えております。議事の円滑な進行にご協力をお願いします。初めに、本日の出席委員は定数16名中12名であり、過半数を超えておりますので、木更津市附属機関設置条例第6条第2項の規定により、会議は成立しております。次に、木更津市審議会等の公開に関する条例施行規則第6条により、会議録はその内容を、審議会等で指定した者の、確認を得ることになっておりますので、会議録署名人を指名させていただきます。本日の会議録署名人については、金子委員にお願いできますでしょう

か。

金子委員 はい。

議長（杉山会長） 金子委員よろしくお願いします。

それでは、次第の２、議事（１）「市内の農用地区域の状況について」を議題に供します。事務局から説明を求めます。

事務局（野口主任技師） それでは議事（１）の「市内の農用地区域の状況について」ご説明させていただきます。まずは、資料２の一番うしろのページとなります、１１ページのＡ３版の図面をご覧ください。この図面は、平成２２年に、農業振興地域整備計画の全体見直しを行った際に作成した概要図でございます。図面の中で、赤く着色してある区域は、主に市街化区域で、農業振興地域対象外となっております。それ以外の、緑と白の部分が、農業振興地域となり、このうち緑の部分が、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業用途に利用することの制限がかかっている農用地区域となっております。現在の本更津市内の農業振興地域の面積は、９千９９９ヘクタール、このうち、緑の農用地区域は、１千５１５ヘクタールとなっております。赤い矢印の引き出し線で、表示している箇所が平成２２年以降に農用地区域から除外した箇所でございます。このうち、黄色で着色してあるタグの箇所は、前回、令和５年３月２７日開催の、この協議会で説明させていただいた以降に、除外を行った箇所です。その除外の概要でございますが、中野の集落内に狭い範囲で残っていた農用地区域を１６９平方メートル除外しております。

６ページをご覧ください。２ページから６ページは、平成２２年度からの除外や編入といった重要な変更を記載している一覧表となり、その最後のページでございます。先ほど図面で説明した除外につきましては、一番下の、受付時期がＲ５－０９末の欄となります。金田東地区の市街地と接する箇所に存在していた、中野字俣（また）ノ（の）砂（すな）で既に農地でなくなっていた３筆、１６９平方メートルの農用地区域を、農用地等とすることが適当な土地に該当しないことにより、令和７年１月６日に、除外しております。また、この表の一番下から２行が、平成２２年からの除外及び編入を集計したものと、除外が３２件、面積で約５．５ヘクタール編入が１件、約２．５ヘクタールとなっております。

続きまして、１０ページをご覧ください。７ページから１０ページまでは、農用地区域からは除外することなく、農業用の目的で利用する施設の用地に用途区分を変更した、軽微変更の一覧となり、その最終ページとなります。前回この協議会で説明した以降のものは、一番下の、ナンバー２０番の欄になりますが、大字下郡の３８９番１の２７３平方メートルの農用地区域の一部、４０平方メートルを、具体には、農業用ハウスに付帯する駐車場として令和７年１月６日に農業用施設用地とする変更を行っております。私からの説明は以上でございます。

議長（杉山会長） 事務局から、議事（１）の説明が終わりました。質問等がありましたら挙手をお願いします。はい、斉藤委員。

斉藤委員 編入がどこなのか、図示ができますか。

事務局（野口主任技師） 資料２の最後のページのＡ３版の図面をご覧ください。この図面の中で右側の真ん中あたりで赤字で、Ｈ２３－０３ Ｎｏ．１ 編入 真里（経営体育成基盤整備事業）ということで武田川下流地区の編入を行っております。

斉藤委員 編入の理由は。

事務局（野口主任技師） 土地改良の実施のための編入でございます。

議長（杉山会長） 他にございませんか。それでは、ないようですので、次に議事（２）「長須賀地区の農振除外の状況について」を議題に供します。事務局から説明を求めます。

事務局（野口主任技師） それでは議事（２）の「長須賀地区の農振除外の状況について」ご説明させていただきます。この件につきまして、初めて説明を聞く方もおられますので、前回協議会と同じ説明となるところもございますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

資料３の、１２ページをご覧ください。Ａ３版の位置図となっております。長須賀地区の農振除外の計画地の位置でございますが、国道１６号の レンタル建機のアクティオと、ラーメン山岡家の間の、東側の農地で、図面のなかで赤に着色した区域でございます。

１３ページをご覧ください。計画地周辺の地番地目を表示した、公図の写しとなります。赤枠が計画区域で、面積は約４．６ヘクタール、このうち、含まれる農地が約３．９ヘクタール、農振農用地区域は、約３．４ヘクタールとなります。

１４ページをご覧ください。土地利用計画図となります。計画地の中で、北側に建築面積が約１．３ヘクタールの店舗建物、南側と西側に５２０台の駐車場を配置する計画です。

１５ページをご覧ください。建物の立面計画図で、低層な建物で、周辺への通風や日影に影響が少ないものとなっています。１ページにお戻りいただきますようお願いいたします。これまでの経緯経過の概要について、１ページから順を追って説明してまいります。木更津市長須賀地区への（仮称）コメリパワー木更津店の出店に関しては、平成１６年に木更津市に出店計画の相談があり、既に２０年が経過しております。相談があったから、農振除外に向けた相談・協議を積み重ね、農業振興地域の整備に関する法律において農用地利用計画を変更する場合に同意が必要となる千葉県や、農地法において４haを超えて農地転用する場合に協議が必要となる国から「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく平成２２年当時の、除外５要件に対する厳しいご意見等をいただき、協議が進展していない状況にありました。そのため、平成３０年１０月１０日に、当時の千葉県農林水産部長に対して、渡辺市長が直接、協議の進展が図られるよう要望を行ったところ、県からは平成２２年に一度協議した国から非常に厳しいご意見・指摘を頂戴しており、未だ農振除外５要件を満たすことができていないため、同意は厳しい旨の回答をいただきました。この段階では、先程説明した赤く着色した計画区域の周辺も含めて、約６ヘクタールの現在よりも広い範囲で計画されておりましたことから、事業者であるコメリに対して、県への要望時の概要を報告するとともに、農振除外に含まれる農地の面積を４ヘクタール未満に計画を見直し、国との協議が不要とすることが出来ない

か依頼したところ、同年12月10日に事業者として、農振除外に向けた協議の進展が図られるのであれば、事業計画を4ヘクタール未満に見直すことを社内決定した旨の回答をいただきました。こうした市・事業者で協議を重ねた結果を踏まえ、農地転用及び農振除外面積を国との協議が不要な4ヘクタール未満に事業計画を見直すこととなりました。続けて、2ページ目を説明いたします。令和2年8月7日に開催した、「令和2年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会」において、計画の概要や施設に雇用される従業員に占める農業従事者の割合を3割以上とする、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として計画していることを説明し、農振除外に向けた申請手続きを進めることのできることを承りました。その後、事業者において地権者の同意取得等の申請書作成作業を進め、令和3年9月30日に市に対して「農業振興地域整備計画重要変更願」の提出があり、市は、変更願の提出を受け、農業委員会をはじめとした関係機関等の意見照会の後、令和4年1月28日付けで千葉県に事前協議書を提出し、県からの確認事項問合せに随時回答を行ったところ、令和5年2月8日に、千葉県知事から事前協議の同意をいただいたものでございます。その後、事業者において都市計画法による、市街化調整区域における地区計画の策定作業を開始し、現況測量や境界立会を含めた境界確定測量などの現地調査を行い、施設の具体的な構造などを検討してまいりました。現在、国道や市道の管理者、警察との協議をはじめとした関係機関との調整をおこなっており、引き続き地区計画の策定作業を進めている状況です。今後のスケジュールでありますが、3ページの工程概要をご覧ください。一番左側の項目について、上から、農振除外、地区計画、農地転用、宅地開発行為の順に手続きの流れをあらわした概要でございます。一番上の農振除外手続きは、令和5年2月8日に、県から事前協議の同意をいただき、その後、2段目の地区計画の策定作業として、事業者において現地での境界立会や測量を行ってまいりました。現在は、先ほど説明した関係機関協議調整をおこなっております。令和7年度以降となりますが、地区計画案が纏まり、県内部の都市計画部門と農林部門の調整が完了した後に、農振除外と地区計画が並行して、法定縦覧等の手続きを行う等しながら手続きを進め、ほぼ同時に農振除外と地区計画の決定を行うこととなります。また、農振除外と地区計画の決定後は、3段目の農地転用と4段目の宅地開発行為の手続きを、同じように並行して進めることとなります。このような手続きを経て、その後、工事を着工して完成することとなります。現在、事業者において地区計画の策定に向けて、関係機関との調整が行われており、まだ、令和7年度以降の具体的な時期が、説明できないことをご理解いただきますようお願いいたします。4ページから8ページは、いままで説明したことの主な協議経過ですので、ご覧ください。10ページを、お開きください。先程の、「経緯経過の概要」説明の中で、この施設が、雇用する従業員に占める、農業従事者の割合を3割以上とする、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として計画していることを説明しましたが、その根拠として、令和3年9月7日付けで、市と事業者で、雇用協定を締結したものの写しを、添付しております。第3条の雇用計画で、施設の総従業員のうち農業従事者を3割以上雇用する内容となっております。この農業従事者は家族も含まれるものとなり、開店1カ月以内及び、開店

後1年ごとに、市に対して雇用状況報告書を提出することになっています。足早な説明でございますが、私からは、以上でございます。

議長（杉山会長） 事務局からの議事（2）の説明が終わりました。質問等ありましたら挙手をお願いします。はい、高浦委員。

高浦委員 提示していただいた資料並びにご説明ありがとうございます。昨年の資料と今回提出された資料を見比べてみますと、ほとんど状況が進捗していないのですが、なぜなのだろうと、思った中でまず1つ質問があります。事業者から地区計画の素案がまだ出ていないような内容なのですが、具体的に計画案の提出用途はどのくらいを見込んでいるのですか。要するに、地区計画の素案が今回提出された2ページ、今後のスケジュールの1行目の最後の方に、「地区計画の素案が市の都市計画部門に提案され」とありますが、進捗はいかがでしょう。

事務局（野口主任技師） 先ほど説明させていただきましたように事業者において、境界立会やその測量が終わって、警察等の関係機関との調整を進めているところでございます。目標として本市としてはできるだけ早く進めてほしいとお願いをしておりますが、関係機関や一部地権者等の対応などを行っており、その協議等がいつまでになるのか何とも言えないところがあり、具体的に地区計画をいつまでに出せますということがはっきりと申し上げられないところでありまして、ご理解いただければと思っております。また、地区計画につきましては、その手続きだけで1年近く手続きがかかっていってしまう作業になりますので、農振除外や地区計画の決定まではもう少々時間かかってしまうと考えております。

高浦委員 ありがとうございます。この計画案を遡るともう20年前から、このような事業並びに行政として指導していただいておりますが、事業者としては何とかあそこで地元に還元というか協力していきたいという会社の強い方針があると思うのです。市、行政としても色々アドバイスをしていると思うのですが、どうもこれだけ長くなって令和5年に知事から事前協議の同意が得られた中で、丸1から2年経過している中でまだ進まないというのは、事業者としても一生懸命頑張っているのしょうけど、事業者の力だけではなかなか1歩進まないというような状況だと思います。市として積極的にアドバイスしたことの経過は、どのようなものだったのでしょうか。

事務局（野口主任技師） いろいろと事業者と進捗については、節目で本市の企業誘致部門も含めて打ち合わせをしてきております。その中で、先ほど説明した問題点につきましては、個人情報のこともあり、具体的に説明できず申し訳ないですが、市からも、このような方法もあるのではないかと、法律的な手続きがあるのではないかと等のアドバイスはしております。この協議会のご意見等も伺い、今後も積極的に、市からも事業が進むように事業者と打ち合わせをして参りたいと考えております。

高浦委員 ありがとうございます。

議長（杉山会長） 他にございませんか。はい、斉藤委員。

斉藤委員 去年の3月の協議会で、説明はもう少し光が見えたような説明をされたようで、年が明けてからどうなるのか注目したら、今回の説明は去年の3月の協議会よりも

後退した説明になっておるのですけれども、私たちが望むことは、今、農振農用地の見直し、農林水産課にとっての第1の目標だと考えております。農振農用地の見直しをするということになると2年間、この転用が停止されるという説明を受けているのですが、コメリが終わればやるということで、何年も引き伸ばして、だいたい10年置きに1回は見直すということですが、もう10数年経っているのですよね。であれば、今後2年間このコメリの見込みがなければ、農振農用地の見直しを、コメリの結果が出る前にやればいいのかと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

事務局（野口主任技師） まず事前協議についての同意を千葉県知事からいただいているという状況なのですが、一旦先に見直しをやってしまうということになりますと、またもう一度事前協議を1からやり直すというようなことになると考えられますので、そうした時に、前回令和3年に事前協議を出したときとは、市内の状況も変わってきていると思われる、もう一度協議してこの計画が認められるかは、正直言ってなんともいえません。ですから先ほど説明させていただきました、コメリの施設については、農業従事者の雇用機会も増大するような施設でございますので、できれば今までせっかく20年やってきて、事業者の方も頑張っておりますので、何とかこの計画について農振除外を行い、全体見直しを行っていきたいと考えております。以上でございます。

斉藤委員 農振農用地の見直しというのは、農林水産課が2年かかるのであれば、今からもう専門に任せる人を作って、準備室で動いてもらえば、2年はかからないはずでしょう。そうすれば見直しをすぐできる、行政をストップさせない、という方法がとれると思うのですがその点はいかがお考えですか。

事務局（黒川課長） 斉藤委員がおっしゃるとおりで、木更津市の全体見直しについてはもう10年も過ぎていて、以前あったのが平成23年ぐらいのときでございましたので、本当に全体見直しが必要となっているということは十分、承知しているところでございます。委員からもご質問等がございましてそのスケジュールについてはコメリの案件を完了させた後に、というお話をさせていただきましたが、このようにコメリの案件がかなり遅れている状況の中で、全体見直しをどうするかというところは十分検討していくべきものだと思いますが、さすがにコメリの案件も事前協議まで終えて、このまま止めておくわけにもいかないという状況もございまして、ある程度その見通しが立った時点で速やかに、全体見直しの準備に取りかかることを見極めさせていただければと思っております。

斉藤委員 3ページのこの工程表の令和7年度以降というのが、全くいい加減であり、一番上の除外がいつになるのかの見込みが全く立たないのか、1年経てば出るのか、その見通しをお聞かせください。

事務局（野口主任技師） 農振除外の見通しということですが、今日のご意見も伺って事業者と打ち合わせをして、できるだけ早く、進めるようにしていきたいということで先程お答えさせていただいたのですが、見通しについてははっきりと、今の時点で申し上げることはできません。地区計画の作業だけでも先ほど説明したように、手続きは1年ぐらいかかってしまうというようなことになりますので、除外までとなると現在令和6年度で

すので、8年度の初めぐらいには、最短でもいってしまうような状況です。一刻も早く事業が進むように、事業者を指導してまいりたいと思います。

斉藤委員 最後ですが、この農振農用地の全体見直しをやって、コメリの用地も除外してくれと話があったので除外しますということで見直しをすればよいと思うのだが、回答はいりません。

議長（杉山会長） 他に質問等ありますか。それではないようなので、議事はここまでとなります。次に、次第の4、その他といたしまして、事務局から何かございますか。

事務局（野口主任技師） 事務局からは、昨年4月1日付けで、「農業振興地域の整備に関する法律」、いわゆる農振法が改正されましたので、その概要をご説明いたします。お手持ちの資料4、タイトルに「農業振興地域の制度の概要」と書かれております資料をご覧ください。大まかでございますが、資料の中央、上部の農業振興地域と記載されたピンクで枠取りされた部分から下に向かって説明していきます。農振法は、優良農地の確保や農業の振興を目的としており、県が、農業振興地域を指定することとなります。紫の枠取りで、農用地区域と記載されたところですが、県が指定した、農業振興地域内で、市が農振整備計画を作成し、農用地区域を設定します。農用地区域内の農地は、原則、農地転用が禁止されることにより、農地が保全されることになります。その下の、青の枠取りの除外要件のところですが、農地以外の土地利用を行う場合は、農用地区域から除外した上で、農地転用を行うこととなりますが、法律に定める、農用地区域からの除外要件として、今まで、この枠内のカタカナのア、ウ、エ、オ、カの5要件とされてきました。昨年4月1日付けの法改正で、この中の、イの「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと」が追加され、現在、6要件となっております。このことから、現在市内各地で作成が進んでいる、将来の農地利用の姿を明確化した設計図となる、地域計画内の農用地区域を除外しようとする場合、先に地域計画からの除外が必要となりますことをお知らせいたします。この資料の、裏面は、農業振興地域制度と農地転用許可制度の関係性を表にして説明しているものでございますので、参考としていただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長（杉山会長） 事務局から説明が終わりました。質問等ありましたら挙手をお願いします。はい斉藤委員。

斉藤委員 ということは、今まで除外は5要件だったのに、この地区地域計画を立てると、6要件になり、農地転用しにくいような法律改正になったのか、お聞かせください。

事務局（野口主任技師） 今まで5要件だったものが、地域計画内のものは、農振除外ができないということに、1つ項目が増えておりますが、それは地域計画内でその農地が、地域計画から外せるというようなことになれば、そのところは確実にこの要件は減りますので、項目が1つ増えたというふうに考えております。以上でございます。

佐藤委員 では、長須賀の地域計画、このコメリの予定地はどう申請するのか教えてください。

事務局（黒川課長） 長須賀のコメリの地区につきましては、事前協議を終わらせておりますので、地域計画の策定の位置付けは、しない方向で計画を策定していると聞いております。

議長（杉山会長） 斉藤委員よろしいですか。他にございませんか。それではないようですので、以上ですべてを終了しました。これをもちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な進行にご協力いただき有難うございました。進行を事務局にお返しします。

司会（畑野係長） 杉山会長、有難うございました。また、委員の皆様には、長時間にわたり、ご審議いただき誠に有難うございます。以上をもちまして、令和6年度木更津市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。

以 上

令和6年度木更津市農業振興地域整備促進協議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和7年 2月20日

木更津市農業振興地域整備促進協議会（署名）

金子一夫

令和6年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会 (出席者名簿)

＜順不同／敬称略＞

【ご出席委員】

委員	齊藤 高根	木更津市議会建設経済常任委員会 委員
◎委員	杉山 孝	木更津市農業委員会 会長
委員	地曳 昭裕	木更津市農業委員会 会長職務代理
委員	金子 一夫	木更津市農業委員会 委員
○委員	石井 恵一	木更津市農業協同組合 常務理事
委員	山口 守弘	木更津市農業協同組合 理事
委員	野中 幸一	千葉県農業共済組合 副組合長
委員	山中 彰	小櫃堰土地改良区 理事長
委員	小倉 秋男	武田堰土地改良区 理事長
委員	田中 啓司	木更津市富岡土地改良区 理事長
委員	高浦 芳一	浮戸川沿岸土地改良区 理事長
委員	吉村 直美	千葉県君津農業事務所 所長

【ご欠席委員】

委員	安藤 生男	木更津市農業協同組合 理事
委員	鳥海 祐美	木更津市椿土地改良区 理事長
委員	長谷川 博	木更津市園芸振興協議会 副会長
委員	小原 敦	木更津市酪農組合 組合長

【木更津市／事務局】

木更津市	渡辺 芳邦	木更津市長
木更津市	大岩 房之	木更津市経済部長
事務局	黒川 克明	木更津市経済部農林水産課長
事務局	畑野 高広	木更津市経済部農林水産課 係長
事務局	野口 達男	木更津市経済部農林水産課 主任技師
事務局	内山 大輔	木更津市経済部農林水産課 主任主事

※◎は促進協議会会長、○は促進協議会副会長